

死亡したときの手続き

フリック	必要な手続き	持参するもの	手続きのしかた・手続きの必要な方	窓 口
	戸籍の死亡届	死亡診断書・印鑑	死亡したことが分かった日から、7日以内に届け出してください。	1 階 6 番窓口

以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は忘れずに手続きしましょう。

	印鑑登録証の返還	印鑑登録証（カード）	戸籍の死亡届で印鑑登録は自動的に廃止されますが、登録証は返還してください。	1 階 4 番窓口
	国民健康保険の喪失手続き	国民健康保険証 納付通知書・印鑑	国民健康保険の加入者が死亡された場合	2 階 国保年金課
	国民健康保険葬祭費の申請手続き	国民健康保険証・印鑑・納付通知書・会葬はがきなど喪主または施主の氏名が確認できるもの・預金口座番号がわかるもの（喪主または施主のもの）	国民健康保険の加入者が死亡されたときは、葬祭を行った方（喪主または施主）が手続きしてください。	2 階 国保年金課
	国民年金の手続き （加入されていた方）	国民年金手帳・印鑑 （死亡届以外はそれぞれ関係書類添付の必要があります）	死亡届のみで手続きが済む方と、死亡一時金遺族基礎年金裁定請求、寡婦年金裁定請求が必要になる方がいます。 詳しくは窓口へお問い合わせください。	2 階 国保年金課
	国民年金の手続き （受給されていた方）	国民年金証書・印鑑 （死亡届以外はそれぞれ関係書類添付の必要があります）	死亡届のみで手続きが済む方と、未支給年金請求が必要な方がいます。 詳しくは窓口へお問い合わせください。	2 階 国保年金課
	児童手当の消滅手続き	印鑑	支払うべき手当があるときは、未支給手当請求ができる場合があります。	2 階 地域福祉課
	児童扶養手当・特別児童扶養手当の喪失手続き	印鑑	手当の支給を受けていた方	2 階 地域福祉課
	災害遺児手当の手続き	戸籍謄本、住民票 災害にあったことを明らかにする証明書等	児童を扶養していた父母等が交通災害、労働災害等特定の事由で亡くなった場合、その後児童を扶養している方に手当を支給します。 詳しくは窓口へご相談ください。	2 階 地域福祉課
	乳幼児医療費助成の喪失手続き	受給者証	受給者証を返還してください。	2 階 地域福祉課
	老人医療（老人保健法・老人医療費助成）の喪失手続き	受給者証	受給者証を返還してください。	2 階 地域福祉課
	母子家庭等医療費助成の喪失手続き	受給者証	受給者証を返還してください。	2 階 地域福祉課

フェ ック	必要な手続き	持参するもの	手続きのしかた・手続きの必要な方	窓 口
	母子家庭等医療費助成の喪失手続き	受給者証	受給者証を返還してください。	保健福祉 サービス課 2階 ⑩番
	重度心身障害者医療費助成の喪失手続き	受給者証	受給者証を返還してください。	保健福祉 サービス課 2階 ⑩番
	身体障害者手帳の返還	身体障害者手帳	手帳の交付を受けていた方	保健福祉 サービス課 1階 ⑬番
	療育手帳の返還	療育手帳	手帳の交付を受けていた方	
	心身障害者等福祉乗車証・福祉タクシー利用券・福祉定期券利用証明書・定期券の返還	心身障害者等福祉乗車証・福祉タクシー利用券・福祉定期券利用証明書・定期券	心身障害者等福祉乗車証・福祉タクシー利用券・福祉定期券利用証明書の交付を受けていた方	保健福祉 サービス課 1階 ⑪番
	特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当の手続き	印鑑	手当の支給を受けていた方 死亡届のみで手続きが済む方と、未支給手当の請求が必要な方がいます。 詳しくは窓口へお問い合わせ下さい。	保健福祉 サービス課 1階 ⑬番
	敬老手帳の返還	敬老手帳	65歳以上の方	保健福祉 サービス課 1階 ⑪番
	敬老優待乗車証の返還	敬老優待乗車証	70歳以上の方	
	外国人高齢者・障害者福祉手当の喪失手続き	_____	手当の支給を受けていた方	保健福祉 サービス課 障害者・1階⑪番 高齢者・2階⑫番
	介護手当の手続き	印鑑	介護手当を受けている場合で被介護者あるいは介護者が死亡した場合	保健福祉 サービス課 1階 ⑬番
	心身障害者扶養共済年金・弔慰金の請求手続き	持参するもの、手続き方法が異なりますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。		保健福祉 サービス課 2階 ⑩番
	母子寡婦福祉資金の貸付停止手続き	_____	資金の貸し付けを受けていた方	保健福祉 サービス課 2階 ⑪番
	市営墓地使用者の相続による権利移転手続き	墓地使用許可証 旧使用者の戸（除）籍 簿（抄）本 相続人の戸籍抄本・住 民票・印鑑	市営墓地の使用権者が死亡し、相続人として墓地の使用権を相続するとき、その他市営墓地の手続きに関することは、市役所本庁舎4階生活環境課までお問い合わせください。	【本庁】 生活衛生部 生活環境課 211-2862